
論 説

FATF 第四次対日相互審査と マネー・ローンダリングの処罰*

橋 本 広 大

- I はじめに
- II FATF の概要
 - 1 総 説
 - (1) 経 緯
 - (2) 性 質
 - (3) 活動内容
 - 2 FATF 相互審査
 - (1) 審 査 団
 - (2) プロセスの概要
 - (3) 評価と実質的な拘束力
 - 3 TC (Technical Compliance, 法令等整備状況)
 - 4 IO (Immediate Outcome, 有効性)
 - 5 今後の展望
- III FATF 勧告とマネー・ローンダリングの処罰
 - 1 総 説
 - 2 FATF 第四次対日相互審査報告書
 - 3 勧告 3 (資金洗浄の犯罪化)
 - (1) 概 要
 - (2) FATF 第四次対日相互審査報告書における評価・指摘
 - 4 IO7 (資金洗浄の訴追・捜査・制裁)
 - (1) 概 要

*本稿は筆者が自らの学術的知見に基づき執筆したものであり、その中に表明されたいかなる見解も、筆者が所属する、または過去に所属した組織の見解や立場を反映するものではないことを附記しておく。

- (2) FATF 第四次対日相互審査報告書における評価・指摘
- IV マネー・ロンダリング罪の法定刑引上げ
 - 1 日本におけるマネー・ロンダリング罪の概要
 - 2 法制審議会刑事法（マネー・ロンダリング罪の法定刑関係）部会
 - (1) 総 説
 - (2) 諮問第 119 号
 - (3) 議論の概要
 - ① 立法事実
 - ② 法定刑引上げの程度
 - (4) 小 括
- V おわりに

I はじめに

FATF が 2021 年 8 月 30 日に公表した第四次対日相互審査報告書を受けて、今日に至るまでの約 2 年の間に、既に法改正やガイドラインの改訂等が実施されている。

それらをふまえた論稿も数多くみられるようになり、特に、金融機関との関係で重要な事項に焦点を当てたものが多いように見受けられる。他方で、同報告書で示された指摘事項およびそれを受けた法改正等には、刑法学の観点から特に検討を加えられるべきものもあるにもかかわらず、そのような論稿はあまりみられない。

このような状況を受けて、本稿は、以下の手順により、FATF 相互審査を取り上げ、特に、日本において既に実施されたマネー・ロンダリングの処罰に関する法改正をめぐる議論状況について明らかにするものである。すなわち、まず、FATF の全体像や FATF 相互審査を概観する (II)。続いて、マネー・ロンダリングの処罰との関係で重要となる FATF 勧告およびそれに関わる事項を抽出する (III)。ここでは FATF 第四次対日相互審査報告書を概観し、III で抽出した事項についてどのような評価や指摘が FATF によってなされたかを確認する。最後に、FATF 第四次対日相互審査報告書を受け

て既に行われた法改正のうち、刑法的観点から重要となるものを示し、その中でも特に、マネー・ロンダリング罪の法定刑の引上げに至るまでの議論状況を整理・検討する(IV)。

II FATF の概要

1 総 説

(1) 経 緯

FATF は、1989年にフランス・パリで行われたG7首脳会議(通称アルシュ・サミット)の経済宣言(Economic Declaration)を受けて設立された政府間会合であり、国際的なマネー・ロンダリング対策に関する国際協力を推進するために設立された¹⁾。

マネー・ロンダリング(資金洗浄)とは、一般的に、犯罪により得られた犯罪収益について、その違法な起源を偽装するための処理全般をいう。典型的には、犯罪収益を合法的な事業から得た収入であるように偽って借名口座に入金する行為などが該当するであろう。日本においては、麻薬特例法²⁾や組織的犯罪処罰法³⁾上にマネー・ロンダリングを処罰の対象とする犯罪類型が規定されており、これらについては本稿でも後に取り上げる。

そもそも、マネー・ロンダリングは組織的な態様で実行される薬物犯罪をめぐってその対策の必要性が顕在化してきたものであり、それを法的に規制することの起源は米国の1970年銀行秘密法(Bank Secrecy Act of 1970)に求

-
- 1) 経済宣言の原文は、FATFのHPにおいても引用されている以下のリンクから参照可能(<http://www.g8.utoronto.ca/summit/1989paris/communique/index.html> [2023年2月28日最終閲覧, 以下本稿を通じて同様])。第52, 53パラグラフが特に関係する。
 - 2) 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成3年法律第94号)。
 - 3) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成11年法律第136号)。

められる⁴⁾。国際的に特に重要であったのは、その後 1988 年に国連で採択されたいわゆる麻薬新条約⁵⁾が、薬物犯罪収益に係るマネー・ローンダリングを国内法で犯罪化する義務を締約国に課したことである。このような国際的状况の中で、FATF は、麻薬新条約をはじめとする薬物犯罪をめぐるマネー・ローンダリング対策に関する国際的な取組を促進するはたらきを期待されたものといえよう。

その後、FATF は薬物犯罪に限らずマネー・ローンダリング対策一般を射程におさめるようになり、また、2001 年 9 月 11 日に起きた米国同時多発テロを受けてテロ資金供与対策を、さらに 2012 年に FATF 勧告（後述）を改訂して以降は大量破壊兵器の拡散に関する資金供与（いわゆる拡散金融）対策も活動内容に含めている。

（2）性 質

活動内容について概観するに先立って、ここで FATF の性質についても確認しておきたい。

FATF は上述のとおり経済宣言に基づく政府間会合であって、一般的な国際機構とは異なり、その基礎となる条約や安保理決議、設立文書はなく、また、法人格もない⁶⁾。文書採択の手続も一般的な国際機構に比して略式的であることも指摘されている⁷⁾。そして、FATF で採択される文書、すなわちそ

4) 川崎友巳「アメリカ合衆国のマネーロンダリング罪」同志社法学 69 巻 7 号（2018 年）3124 頁以下。よりひろくマネー・ローンダリング規制と薬物犯罪との関係について述べるものとして、野田恒平「還流する地下資金：犯罪・テロ・核開発マネーとの闘い（2）麻薬犯罪と地下資金」ファイナンス 57 巻 6 号（2021 年）42 頁以下。

5) 麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約。原文は以下のリンクから参照可能。UNODC, *United Nations Convention Against Illicit Traffic in Narcotic Drugs and Psychotropic Substances* (1988) (https://www.unodc.org/pdf/convention_1988_en.pdf).

6) 野田恒平「還流する地下資金：犯罪・テロ・核開発マネーとの闘い（3）FATF：成立とルール・メイキング機能」ファイナンス 57 巻 7 号（2021 年）71 頁。

7) 竹内真理「非拘束的な国際法規範の国内実施：金融活動作業部会（Financial Ac-

こには後述する FATF 勧告や FATF 相互審査報告書が含まれてくるのであるが、それらもまた法的拘束力を有するものではない⁸⁾。

しかし、周知のように、FATF は実質的な拘束力をひろく各国へ及ぼし、マネー・ローンダリング対策等に係る取組を促進している。その実質的な拘束力は、次にみる FATF の活動内容によって裏付けられているものといえよう。

(3) 活動内容

FATF は現在、マネー・ローンダリング対策、テロ資金供与対策および拡散金融対策に関する 40 項目からなる FATF 勧告 (FATF Recommendations)⁹⁾ を策定している。この勧告の実施状況について、FATF は相互審査 (Mutual Evaluation) を通じて加盟国の履行状況を評価しており、まさにこの相互審査の仕組みを通して FATF 勧告の履行についての実質的な拘束力を及ぼしている。相互審査については次節であらためて取り上げる。

FATF 勧告は、そのままではマネー・ローンダリング対策等に係る各国の取組の評価基準として適用するにはその記述がやや抽象的であるため、相互審査の場面では、現在では TC (Technical Compliance, 法令等整備状況) として基準が具体化され、さらに IO (Immediate Outcome, 有効性) として法令や制度、体制の実効性の観点からも、その履行状況の評価が行われている¹⁰⁾。そ

tion Task Force: FATF) 勧告の国内実施を例に」神戸法学年報 32 号 (2018 年) 214 頁。

8) FATF の活動を念頭に、このような性質といわゆる「ソフト・ロー」との関係や用語法についても言及したものとして、興津征雄「行政機関による非法的国際規範の国内における実現 ココムと FATE」法律時報 94 巻 4 号 (2022 年) 40 頁以下。

9) FATE, *THE FATF RECOMMENDATIONS 2012* (Updated March 2022) (<https://www.fatf-gafi.org/content/dam/recommendations/pdf/FATF%20Recommendations%202012.pdf.coredownload.inline.pdf>).

10) 2012 年から開始された第四次相互審査以前は、基本的には TC に係る面しか評価の対象とはなっていなかった。第四次相互審査以前の FATF 勧告等の状況について、たとえば、警察庁犯罪収益移転対策室 HP「JAFIC と国際機関等の連携」(<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/kokusai/kokutop.htm>) 参照。

して、これら基準は FATF メソドロジー (Methodology)¹¹⁾に記載されている。この区別についても後述するが、TC は FATF 勧告と基本的に一対一対応となっており、したがって 40 項目からなる。TC は、主に法令や制度、体制が整備されているかどうかについて、あえていえば FATF 勧告の「形式面」を審査するための基準となっている。これに対し、IO は 11 項目からなり、40 項目ある FATF 勧告 (あるいは TC) が求める法令や制度、体制が有効に機能しているかどうかの「実質面」を審査するための基準といえる。したがって、IO は、40 項目ある FATF 勧告を、11 項目の各基準によってその有効性を評価しようとするものであるといえる。

たとえば、FATF 勧告 3 (資金洗浄の犯罪化) に対応する TC3 は関連条約の義務に対応する形でのマネー・ローンダリングの犯罪化を求めており、これについては、条約の義務履行として不足のない形でマネー・ローンダリングを処罰する規定が含まれた国内法があるかどうかや、マネー・ローンダリングの客体となる犯罪収益を生じる前提犯罪の規定ぶりなどが問われる。他方で、IO7 (資金洗浄の捜査・訴追・制裁) は、マネー・ローンダリングの行為者が訴追され、効果的かつ抑止力のある制裁が比例性のあるように課されていることを求めている。したがって、マネー・ローンダリングのリスクが一定程度存在する国において、マネー・ローンダリング罪は適切に犯罪化されている (したがって TC3 は履行している) が、同罪による訴追や処罰が実態としてほとんど行われていないということになれば、IO7 は低評価となりうる。

このような TC と IO の関係性については FATF 勧告には記載されていないが、これも FATF メソドロジーに記載されている。たとえば IO7 については、「TC3, 30 および 31 が特に関係する」などのように書かれており、相互の関係性が分かるようになっている。FATF メソドロジーでは、ほかに、TC および IO ごとの評価のポイントや、評価の段階などが詳細に書か

11) FATF, *Methodology* (2013, Updated October 2021) (<https://www.fatf-gafi.org/content/dam/fatf-gafi/publications/FATF%20Methodology%202022%20Feb%202013.pdf.coredownload.pdf>).

れており、FATF 勧告に基づき FATF 相互審査を行う際の評価基準・手法を具体化した文書であるといえる。FATF 相互審査報告書も基本的にはこのメソロジーにおける項目立てによって構成され書かれるため、実務的には FATF メソロジーの重要性が高い。

FATF 加盟国は、現在では 37 か国・地域および 2 つの国際機関となっている¹²⁾。これだけではさほど大きい組織とまではいえないが、世界の 9 つの地域において、FATF 型地域体 (FSRB: FATF-Style Regional Body) が存在しており¹³⁾、そこでは FATF 勧告に沿った基準で同様に相互審査が行われていることが重要である¹⁴⁾。実態としては、本部として FATF があり、そこで策定される FATF 勧告や FATF メソロジーからなる基準が支部としての各 FSRB でも適用されているといつてよいであろう¹⁵⁾。

2 FATF 相互審査

(1) 審査団

FATF 相互審査は、各国から派遣される審査員 (Assessor) が主体となって行われる。審査員は基本的には各国の政府職員であるが、FATF が開催する FATF Assessor Training Workshop に参加し、そこで認定を受けなければ審査員を務めることはできない。

12) なお、2023 年 2 月 24 日付でロシアのメンバーシップが停止されており、加盟国の数え方には注意が必要。FATF 加盟国の一覧は FATF HP 内の以下のページで参照可能 (<https://www.fatf-gafi.org/en/the-fatf/who-we-are.html>)。

13) FSRB および各 FSRB 加盟国の一覧は FATF HP 内の以下のページ内の Regional Body において参照可能 (<https://www.fatf-gafi.org/en/countries.html>)。

14) FSRB の要件や FATF との関係性に関する文書として以下のものがある。FATF, *High-Level Principles and Objectives for FATF and FATF-style regional bodies* (2012, Updated February 2019) (<https://www.fatf-gafi.org/content/dam/fatf/documents/High-Level%20Principles%20and%20Objectives%20for%20FATF%20and%20FSRBs.pdf.core-download.pdf>)。

15) 野田・前掲注 6・70 頁以下。

審査員は通例 IO ごとに任命される。IO は先述のとおり 11 項目あるが、関連性の高い複数の IO を一人の審査員が担当することもあるため、審査員は全体で 6 から 8 名程度となることが多い¹⁶⁾。これに、FATF 事務局から派遣される Secretariat¹⁷⁾が 3 名程度加わり、全体として 10 名程度からなる審査団 (Assessment Team) を構成して相互審査にあたることとなる。

(2) プロセスの概要

FATF 相互審査のプロセスは書面審査から始まる。書面審査は、主に、40 ある FATF 勧告に対応する各 TC について、被審査国が各基準に関係する法令や組織体制、取組などを記載し一覧表にした自己審査報告書を提出するところから始まる。それを、審査団を構成する審査員 (Assessor) が、自らの担当する IO に関係する TC を中心に、FATF メソドロジーを参照しつつ審査する。その過程で、審査員から Secretariat を通じて被審査国に質問をしたり、追加の情報提供を求めたりすることもある。書面審査といえども、実質においては双方向的なやりとりからなるプロセスであるといえる。

その後、書面審査を通じて、審査団は、被審査国に対して特に聴取し確認すべき点を絞り込みつつ、オンサイト審査 (on-site visit) に備えていく。オンサイト審査では、審査団が実際に被審査国を訪問し、3 週間にわたり滞在する間に、審査項目ごとに関係する当事者、すなわち政府の関係当局や金融機関をはじめとする民間事業者との質疑応答を通じて、主に IO に関する審査を行うものである。基本的には IO ごとにアジェンダが設定され、審査団と、当該 IO に関係する当事者との会議を行い、審査団主導の質疑応答を通じて、審査団が相互審査報告書を書き上げるのに必要な情報を集めていくものとなる。IO ベースで質疑応答が行われるが、その過程で TC に関わる事

16) 各国の相互審査報告書において審査員の氏名と所属が公表されるため、そこから情報を入手可能。たとえば、FATF 第四次対日相互審査では 6 名の審査員が審査を担当した。

17) 多くの場合、マネー・ロンダリング対策に関する知識や業務経験のある政府職員が Secretariat の職に応募・採用され、業務に従事しているものと思われる。

項について質疑がなされることもあるし、その結果として TC の評価が変わることもありうる。

オンサイト審査後、審査団は相互審査報告書のドラフトを書き上げ、そのドラフトを被審査国に送付し、事実誤認がないかどうか等が確認されることとなる。

その後、オンサイト審査から通例約半年後に、対面会合 (face-to-face meeting) が行われる。ここでは、被審査国が会議のイニシアチブをとり、主に被審査国が評価向上を求める項目に絞って、被審査国による説明を中心に議論が行われる。その後、対面会合で得られた情報を加味して、審査団はドラフトを修正することもある。

FATF は年 3 回 (通例 2 月, 6 月, 10 月) の全体会合 (plenary meeting) を行っているところ、相互審査のプロセスの最後の段階として、この全体会合で相互審査報告書を採択することとなる。ここでは、被審査国と審査団のみならず、FATF 加盟国や FSRB 代表者も出席して報告書の内容について議論し、最終的な評価を決した上で、報告書が採択される。採択後、おおむね 1, 2 か月ほどで相互審査報告書が FATF の HP 上に公表されることとなる。

(3) 評価と実質的な拘束力

以上が相互審査のプロセスの概要であるが、評価がどのように行われ、それがどのようにして実質的な拘束力を及ぼしているかについても概観しておきたい。

TC と IO の内容については後述するが、それぞれ以下のように 4 段階で評価される。

まず、TC については、評価の高い方から、C (Compliant), LC (Largely Compliant), PC (Partially Compliant), NC (Non Compliant) の順で評価される (表 1)。

次に、IO については、評価の高い方から、H (High level of effectiveness), S (Substantial level of effectiveness), M (Moderate level of effectiveness), L (Low level of effectiveness) の順で評価される (表 2)。

(表1) TCの4段階評価

高評価	C (Compliant)
↑ ↓	LC (Largely Compliant)
	PC (Partially Compliant)
低評価	NC (Non Compliant)

(表2) IOの4段階評価

高評価	H (High)
↑ ↓	S (Substantial)
	M (Moderate)
低評価	L (Low)

したがって、40項目のTCについてそれぞれ4段階で評価され、11項目のIOについてそれぞれ4段階で評価されたものが結果ということになる。この結果に応じて、① 通常フォローアップ国、② 重点フォローアップ国、③ 観察対象国のいずれかに分類されることとなる¹⁸⁾。

分類の基準は複雑でありここですべてを取り上げることはできないが、おおむね、TCおよびIOについての4段階の評価のうち、下位2つの評価がなされた項目の数によって決まるといってよい。すなわち、たとえば後述するように日本は第四次相互審査で②重点フォローアップ国に分類されたのであるが、そのような分類は、TCについてはPCまたはNCが計8個以上ある場合、IOについてはModerateまたはLowが計4個以上ある場合などが条件となっている¹⁹⁾。

上記①～③のうちどれに分類されるのかによって異なるが、基本的には、相互審査報告書で不備として指摘された事項への対応を実施しないと、FATFから国名を名指しで非難されたり、ひいては金融機関の海外送金に係

18) この分類とは別に、ブラックリストおよびグレーリストの分類もあり、FATF HP内の以下のページで参照可能 (<https://www.fatf-gafi.org/en/countries/black-and-grey-lists.html>)。

19) この点について紹介する邦語文献として、たとえば、尾崎寛「FATF第四次相互審査の概要とその着眼点」金融財政事情 2019年9月16日号 15頁以下。

る確認措置が厳格化して経済活動に支障が出たり、信用の格付が低下したりすることとなる。このように、国際的な金融システムとの関係で実質的な不利益が生じることとなり、それを避けるためには FATF 勧告の順守が必要となるという点において、FATF は実質的な拘束力を有している²⁰⁾。

次節以降では、TC と IO の内容の概要について一覧に供することとした。

3 TC (Technical Compliance, 法令等整備状況)

先述のように、TC は 40 項目の FATF 勧告に対応する形で、次頁のとおりの 40 項目からなる (表 3)²¹⁾。なお、評価の欄は、後述する FATF 第四次対日相互審査報告書でなされた評価である。

4 IO (Immediate Outcome, 有効性)

先述のように、IO は 40 項目ある FATF 勧告が求める法令や体制が有効に機能しているかどうかの「実質面」を審査するための基準であり、11 項目からなる (表 4)²²⁾。なお、評価の欄は、後述する FATF 第四次対日相互審査報告書でなされた評価である。

20) この点について、野田恒平「還流する地下資金：犯罪・テロ・核開発マネーとの闘い (4) FATF：実質的強制力とジレンマ」ファイナンス 57 巻 8 号 (2021 年) 43 頁以下。

21) 以下の表は、FATF Recommendations (前掲注 9) および FATF Methodology (前掲注 11) を基礎とし、野田・前掲注 6・72 頁および法制審議会刑事法 (マネー・ローンダリング罪の法定刑関係) 部会第 1 回会議 (令和 4 年 1 月 24 日) 参考資料 3 「FATF 対日審査結果等について (陣田直也関係官配布資料)」 (<https://www.moj.go.jp/content/001363837.pdf>) を参照しつつ作成。

22) 以下の表は、FATF Recommendations (前掲注 9) および FATF Methodology (前掲注 11) を基礎とし、野田・前掲注 6・72 頁および法制審議会刑事法 (マネー・ローンダリング罪の法定刑関係) 部会第 1 回会議 (令和 4 年 1 月 24 日) 参考資料 3 「FATF 対日審査結果等について (陣田直也関係官配布資料)」 (前掲注 21) を参照しつつ作成。

(表3) TCの一覧

分類	TC	内容	評価	
資金洗浄およびテロ資金供与対策の 政策・協力	1	リスク評価とリスクベース・アプローチ	LC	
	2	国内関係当局間の協力	PC	
資金洗浄および没収	3	資金洗浄の犯罪化	LC	
	4	犯罪収益の没収・保全措置	LC	
テロ資金供与および大量破壊兵器の 拡散に関する資金供与	5	テロ資金供与の犯罪化	PC	
	6	テロリストの資産凍結	PC	
	7	大量破壊兵器の拡散に関与するものへの金融制裁	PC	
	8	非営利団体（NPO）の悪用防止	NC	
予 防 的 措 置	9	金融機関秘密法が勧告実施の障害となることの防止	C	
	10	顧客管理	LC	
	11	本人確認・取引記録の保存義務	LC	
	12	PEP（重要な公的地位を有する者）	PC	
	13	コルレス銀行業務	LC	
	14	送金サービス提供者の規制	LC	
	15	新技術の悪用防止	LC	
	16	電信送金（送金人・受取人情報の通知義務）	LC	
	17	顧客管理措置の第三者依存	N/A	
	18	金融機関・グループにおける内部管理方針の整備義務、海外支店・現法への勧告の適用	LC	
	19	勧告履行に問題がある国・地域への対応	LC	
	20	金融機関における資金洗浄・テロ資金供与に関する疑わしい取引の届出	LC	
	21	内報禁止および届出者の保護義務	C	
	22	DNFBPにおける顧客管理	PC	
	23	DNFBPによる疑わしい取引の報告義務	PC	
	実質的支配者	24	法人の実質的支配者	PC
		25	法的取極の実質的支配	PC
当局の権限および責任、ならびに その他制度・措置	26	金融機関に対する監督義務	LC	
	27	監督当局の権限の確保	LC	
	28	DNFBPに対する監督義務	PC	
	29	FIUの設置義務	C	
	30	資金洗浄・テロ資金供与の捜査	C	
	31	捜査関係等資料の入手義務	LC	
	32	キャッシュ・クーリエ（現金運搬者）への対応	LC	
	33	包括的統計の整備	LC	
	34	ガイドラインの策定義務	LC	
	35	義務の不履行に対する制裁措置	LC	
国 際 協 力	36	国連諸文書の批准	LC	
	37	法律上の相互援助、国際協力	LC	
	38	法律上の相互援助：凍結および没収	LC	
	39	犯人引渡	LC	
	40	国際協力（外国当局との情報交換）	LC	

(表4) IO の 一 覧

IO	内 容	評 価
1	資金洗浄/テロ資金供与リスクの認識・協調	S
2	国際協力	S
3	金融機関・DNFBPの監督	M
4	金融機関・DNFBPの予防措置	M
5	法人等の悪用防止	M
6	特定金融情報等の活用	S
7	資金洗浄の捜査・訴追・制裁	M
8	犯罪収益の没収	M
9	テロ資金供与の捜査・訴追・制裁	M
10	テロ資金の凍結・NPO	M
11	大量破壊兵器に関与する者への金融制裁	M

5 今後の展望

FATF 第四次相互審査もすべての国について完了する時期が近付いており²³⁾、一定期間後、第五次相互審査が開始されることとなる。第五次相互審査についてはいまだ公表されていない点が多いが、現時点では次のようなものとなることが明らかにされている。すなわち、2025年から開始される予定であること、相互審査の周期を〔現在までの10年程度ではなく〕6,7年程度に短縮すること²⁴⁾、第四次相互審査に比して、より有効性の評価に重点を置くこと²⁵⁾などである。

23) FATF 第四次相互審査のスケジュールは FATF HP 内の以下のページで参照可能 (<https://www.fatf-gafi.org/en/calendars/assessments.html>)。

24) FATF, *REPORT ON THE STATE OF EFFECTIVENESS AND COMPLIANCE WITH THE FATF STANDARDS* (2022) (<https://www.fatf-gafi.org/content/dam/fatf/documents/recommendations/Report-on-the-State-of-Effectiveness-Compliance-with-FATF-Standards.pdf.coredownload.pdf>), at 51.

25) FATF, *supra* note 24, at 3.

評価の枠組は、基本的には第四次相互審査における審査枠組を継承したものとすることが明らかにされているが²⁶⁾、TCやIOの項目立てが一部変更される方向にあることも指摘されており、注視する必要がある²⁷⁾。

III FATF 勧告とマネー・ローンダリングの処罰

1 総 説

前章まででFATFの全体像やFATF相互審査、TCとIOなどについて概観してきたが、それをふまえて、ここでは特にマネー・ローンダリングの処罰に関するFATF勧告を取り上げる。

それに先立って、よりひろく刑法的観点から重要となるFATF勧告についても言及しておきたい。この点、重要性の判断方法は様々ありうと思われるが、明らかに重要となるのは、犯罪化が内容として含まれているものや、犯罪収益のはく奪に関係するものであると考えられる。むろん、これらに該当しないからといって、刑法的観点からその項目が無関係となるわけではない。たとえば、勧告20は疑わしい取引の届出を法律により義務付けることを求めているが、勧告3などのように明文で犯罪化を求めるものではない。しかし、勧告20（あるいはそれを具体化したTC20）は、日本では、犯罪収益移転防止法上の疑わしい取引の届出義務に関する規定（8条）が担保しており、同義務の違反には是正命令（16条）が予定され、是正命令に違反した場合には刑罰として2年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、またはその併科が予定されている（25条）のであるから、（間接罰ではあるにせよ）刑法の領域に属する内容とみることもできる。

26) FATF, *METHODOLOGY FOR ASSESSING TECHNICAL COMPLIANCE WITH THE FATF RECOMMENDATIONS AND THE EFFECTIVENESS OF AML/CFT/CPF SYSTEMS* (2022), at 6.

27) 第五次相互審査については、尾崎寛ほか編『逐条解説 FATF 勧告：国際基準からみる日本の金融犯罪対策』（中央経済社、2022年）28頁以下〔尾崎寛〕も参照。

そのような網羅的な検討の必要性も認識しつつ、それは本稿で扱える範囲を大きく超えてしまうため、刑法的観点から、特に国内法かつ実体的に重要となる項目に絞って列挙するにとどめると、それらはマネー・ローンダリング対策との関係では TC3（資金洗浄の犯罪化）、4（犯罪収益の没収・保全措置）²⁸⁾と IO7（資金洗浄の捜査・訴追・制裁）、8（犯罪収益の没収）であり、テロ資金供与対策との関係では TC5（テロ資金供与の犯罪化）と IO9（テロ資金供与の捜査・訴追・制裁）ということになる。

続いて、本稿において特に重要となる TC3 および IO7 について節をあらためて取り上げることとするが、それに先立って、第四次対日相互審査報告書についても概観することとしたい。

2 FATF 第四次対日相互審査報告書

FATF 第四次対日相互審査報告書²⁹⁾は 2021 年 8 月 30 日付で公表された。既にフォローアッププロセスが進行中であり、2022 年 9 月 13 日付で第 1 回フォローアップレポートが公表されている³⁰⁾。

28) TC4 は犯罪収益のはく奪に関するものであり、第四次対日相互審査報告書における評価としては LC、すなわちおおむね履行できているとの評価を得ている。もっとも、不備も指摘されており、特に、逃亡者や死者、所在不明者による犯罪から生じた収益をはく奪できないとの指摘は、いわゆる民事没収や行政没収の導入の検討を促すものと考えられる。これら制度は、犯罪収益のはく奪を伝統的に刑罰としてきた日本においてはなじみの薄いものと考えられるため、比較法も含めた検討が必要となろう。関連する比較法的検討は刑法学の領域においても既に蓄積しつつあり、一例として、佐藤拓磨「ドイツにおける犯罪収益のはく奪制度の改正」法学政治学論究 118 号（2018 年）21 頁以下、同「オーストリア刑法における没収制度について」山口厚ほか編『高橋則夫先生古稀祝賀論文集 上巻』（成文堂、2022 年）1007 頁以下、川崎友巳「アメリカ合衆国の没収制度に関する一考察：没収の対象財産をめぐる動向を中心に」同志社法学 73 巻 3 号（2021 年）503 頁以下、橋本広大『国際組織犯罪対策における刑事規制』（慶應義塾大学出版会、2022 年）第 II 部第 4 章等。

29) FATF, *Anti-money laundering and counter-terrorist financing measures—Japan, Fourth Round Mutual Evaluation Report* (2021) (<https://www.fatf-gafi.org/content/dam/fatf/documents/reports/mer4/Mutual-Evaluation-Report-Japan-2021.pdf>).

30) FATF, *Anti-money laundering and counter-terrorist financing measures—Japan 1st*

FATF 第四次対日相互審査を時系列で振り返ると、概要以下のとおりである。すなわち、まず、2019年5月に書面審査のプロセスが開始され、その後、オンサイト審査は2019年の10月末から11月中旬ごろまでの3週間にわたり行われた。本来であればオンサイト審査の翌年4月に対面会合 (face-to-face meeting) を行い、6月に全体会合 (plenary meeting) において最終的な議論をし、報告書を採択して、8月ごろに報告書が公表されるといった形で一連のプロセスが完了する予定であったが、2020年に起きた新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を受けて中断を余儀なくされた。結局、さらに翌年の2021年6月の全体会合で報告書は採択され、同年8月30日に公表されることとなったものである。

同報告書における評価の全体像についても概観することとしたい³¹⁾。まず、40項目のTCについてみると、評価の高い順から、C (Compliant) が5項目 (TC9, 21, 29, 30)、LC (Largely Compliant) が24項目 (TC1, 3, 4, 10, 11, 13-16, 18-20, 26, 27, 31-40)、PC (Partially Compliant) が10項目 (TC2, 5-7, 12, 22-25, 28)、NC (Non Compliant) が1項目 (TC8) となっている³²⁾。

次に、11項目のIOについてみると、H (High) は該当なし、S (Substantial) が3項目、M (Moderate) が8項目、L (Low) が該当なしとなっている。

以上を総合して、日本は「重点フォローアップ国」の評価となった。この評価の受け止めは様々であり、実質的に「不合格」の評価であるとして厳しく受け止める向き³³⁾もあれば、同じく「重点フォローアップ国」の評価を

—Enhanced Follow-up Report (2022) (<https://www.fatf-gafi.org/content/dam/fatf/documents/reports/fur/Follow-Up-Report-Japan-2022.pdf.coredownload.pdf>). 第1回フォローアップでは勧告2 (国内関係当局間の協力) について Re-Rating が申請され、結果として評価のPCからLCへの向上が認められた。

31) 以下で述べるTCおよびIOの評価については、本稿表3および4にも反映されている。

32) 勧告17のみNot Applicableとなっている。

33) たとえば、日本経済新聞オンライン版 (2021年8月30日付) 「日本の資金洗浄対策『不合格』 国際組織が審査結果」 (<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUB294HX0Z20C21A800000/>)。

受けた国として米国などの先進国も含まれていることをふまえ、第三次対日相互審査より評価が格段に向上したとする見方もある³⁴⁾。

むしろより重要であるのは、FATF が報告書内でどのようなことを不備として指摘したかであるように思われる。それにより、被審査国がその後とるべき対応が事実上の拘束力をもって規定されることとなるからである。

日本については、第四次対日相互審査報告書における指摘事項を受けて行動計画³⁵⁾を公表しており、これに沿って法改正やガイドラインの改訂等が進められている状況にある。そして、既に行われた法改正には、マネー・ローンダリング罪の法定刑引上げを内容とするものも含まれている。それに最も関係する勧告 3 (TC3) および IO7 について次節以降で確認することとした。

3 勧告 3 (資金洗浄の犯罪化)

(1) 概 要

FATF 勧告 3 は以下のとおりである。

3. マネー・ローンダリング罪

各国は、ウィーン条約及びパレルモ条約に基づき、マネー・ローンダリングを犯罪化すべきである。各国は最も広範な範囲の前提犯罪を対象とすることを視野に入れ、全ての重大犯罪にマネー・ローンダリング罪を適用すべきである³⁶⁾。

これに対応する TC3 が、FATF メソドロジーによって表 5 の 11 の基準に

34) 渡邊雅之「金融活動作業部会 FATF 第 4 次対日相互審査報告書の概要と影響 (実務解説)」ビジネス法務 22 巻 3 号 (2022 年) 137 頁。

35) 財務省 HP「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/councils/aml_cft_policy/20210830_2.pdf)。

36) 和訳は、尾崎ほか編・前掲注 27・52 頁〔濫谷洋平 = 中崎隆〕にしたがった。原文は、前掲注 9 の FATF Recommendations において参照可能。

(表5) TC3

基準	内 容
3.1	マネロンは、麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約（ウィーン条約）及び国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（パレルモ条約）に則り、犯罪化されなければならない（ウィーン条約3条(1)(b) & (c)及びパレルモ条約6条(1)参照）。
3.2	マネロンの前提犯罪は、できる限り広範な前提犯罪を含む観点から、あらゆる重大犯罪を対象としなければならない。前提犯罪には、少なくとも、指定された各犯罪類型に属する一連の犯罪を含まなければならない。
3.3	しきい値方式、又はしきい値方式を含む組み合わせ方式のいずれを採用しても、少なくとも、前提犯罪には次のいずれかの犯罪が含まれなければならない。 (a) 国内法において重大犯罪の類型にある犯罪；又は (b) 長期1年超の拘禁に処される犯罪；又は (c)（法制度上、法定刑に短期を設けている国においては）短期6月超の拘禁に処される犯罪
3.4	マネロン罪は、その価値に関わらず、直接的又は間接的に犯罪収益となるあらゆる種類の財産を含まなければならない。
3.5	財産が犯罪収益であることを立証する場合、前提犯罪で有罪判決を受けていることを必要とすべきではない。
3.6	外国で行われた前提犯罪であっても、当該行為が行われた外国の法令によれば罪に当たり、かつ、仮に当該行為が国内で行われたとすれば前提犯罪となる場合には、マネロンの前提犯罪に含まれなければならない。
3.7	国内法の基本原則に反しない限り、前提犯罪を犯した者にマネロン罪を適用しなければならない。
3.8	マネロン罪を証明するために求められる故意又は認識は、客観的な事実の状況から推認することができるようにすべきである。
3.9	マネロン罪の有罪判決を受けた自然人に対して、罪の程度に見合い、かつ、抑止力のある制裁が科されなければならない。
3.10	法人に対して、刑事上の責任及び制裁措置、又は（国内の基本原則上）それが不可能な場合には民事上若しくは行政上の責任及び制裁が科されるべきである。法人に関して、刑事上、民事上又は行政上の責任のうち少なくとも一つより多くの責任を問うことができる国においては、刑事、民事又は行政手続が並行して行われることが妨げられてはならない。当該措置によって、自然人の刑事責任が減殺されるべきではない。全ての制裁措置は、罪の程度に見合い、かつ、抑止力のあるものでなければならない。
3.11	国内法の基本原則上認められない場合を除き、マネロン罪に参加し、これに関与又は共謀し、これに係る未遂の罪を犯し、これを幫助及び教唆し、これを援助し、及びこれについて助言することを含む、適切な共犯が設けられなければならない。

細分化されている³⁷⁾。

(2) FATF 第四次対日相互審査報告書における評価・指摘

FATF 第四次対日相互審査報告書では、勧告 3 については、上記 TC3 の基準ごとに審査がなされている³⁸⁾。勧告 3 については良い方から 2 番目の LC (Largely Compliant) の評価を得られているが、以下のとおり問題点も指摘されており、これが後述するマネー・ローンダリング罪の法定刑引上げにもつながっている。

すなわち、まず、基準 3.9 について、多くの前提犯罪の法定刑との比較において、自然人に適用されるマネー・ローンダリング罪の法定刑が罪の程度に見合っておらず、抑止力を欠く旨が指摘されている。また、3.10 については、法人に対する刑罰 (50 万円から 300 万円の罰金) が抑止力を欠くものと指摘されている³⁹⁾。

これらを受けて、日本が優先して取り組むべき a から k の 11 の事項 (priority actions) の d として、マネー・ローンダリング罪の法定刑の上限を、日本で犯罪収益を最も頻繁に生み出す重大な前提犯罪の法定刑と、少なくとも同水準に引き上げることが求められた。

これを受けて、日本が公表した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策

37) 和訳は、法制審議会刑事法 (マネー・ローンダリング罪の法定刑関係) 部会第 1 回会議 (令和 4 年 1 月 24 日) 配布資料 3 「FATF (金融活動作業部会) 対日相互審査報告書 (2021 年 8 月) の概要について」 (<https://www.moj.go.jp/content/001363837.pdf>) にしたがった。

38) その詳細は FATF 第四次対日相互審査報告書 (前掲注 29) の原文でも参照可能であるし、勧告 3 については仮訳が以下の文献で参照可能である。法制審議会刑事法 (マネー・ローンダリング罪の法定刑関係) 部会第 1 回会議 (令和 4 年 1 月 24 日) 配布資料 3 「FATF (金融活動作業部会) 対日相互審査報告書 (2021 年 8 月) の概要について」 (前掲注 37) 33 頁以下。また、条約との関係など含め包括的に検討したものととして、尾崎ほか編・前掲注 27・52 頁 [澁谷 = 中崎]。

39) さらに、勧告 3 の結論部分において、一部のいわゆる環境犯罪が前提犯罪に含まれていないことも指摘されている。

に関する行動計画」⁴⁰⁾では、「5. マネロン・テロ資金供与の捜査及び訴追等」の「(1) マネロン罪の法定刑引上げ」において、「組織的犯罪処罰法について検討し、所要の措置を講じる。」とし、組織的犯罪処罰法改正を含む検討がなされることとなった。

これを受けて、2022年の第210回臨時国会において、組織的犯罪処罰法改正を含むFATF勧告対応法案が可決されており、マネー・ローンダリング罪の法定刑の引上げが実現している。

4 IO7（資金洗浄の訴追・捜査・制裁）

(1) 概要

IO7は、マネー・ローンダリングの行為者が訴追され、効果的かつ抑止力のある制裁が比例性のあるように課されていることを通じてマネー・ローンダリングが有効に抑止されることを求めており、評価基準がCore Issuesとして5項目に具体化されている⁴¹⁾。

本稿との関係では、Core Issue 7.4 が特に重要となる。同基準は、「マネー・ローンダリング罪で有罪となった自然人または法人に対して制裁がどの程度効果的に、比例性のあるように、抑止力のある形で適用されているか？」⁴²⁾を問うものとなっている。

(2) FATF 第四次対日相互審査報告書における評価・指摘

FATF 第四次対日相互審査報告書では、IO3について、上記Core Issueごと審査がなされている⁴³⁾。IO7については良い方から3番目（下から2番目）

40) 前掲注35・財務省HP。

41) Core IssuesはFATF Methodology（前掲注11）で参照可能。

42) 和訳は、尾崎ほか編・前掲注27・399頁以下〔澁谷＝中崎〕を参考にしつつ筆者作成。

43) その詳細はFATF 第四次対日相互審査報告書（前掲注29）の原文でも参照可能であるし、IO7については仮訳が以下の文献で参照可能である。法制審議会刑事法（マ

の M (Moderate) の評価となった。個別に問題点も指摘されており、後述するマネー・ローンダリング罪の法定刑引上げに関する議論においてもふまえられることとなる点を以下概観しておきたい。

まず、勧告 3 でも指摘されたように、マネー・ローンダリング罪の法定刑が罪の程度に見合っておらず、実効性や抑止力の点で不十分であることが指摘されている⁴⁴⁾。ここでは、犯罪収益を生ぜしめる前提犯罪として詐欺罪や窃盗罪などが明示的にあげられ、それら犯罪の法定刑の長期が 10 年であることに照らしてマネー・ローンダリング罪の法定刑が低いことが問題であると指摘されている。

また、マネー・ローンダリング罪との関係で重大な事件であるにもかかわらず起訴猶予となっていることや⁴⁵⁾、量刑について、実刑となった事例の少なさ、それに関連して執行猶予や罰金刑にとどまった事例の多さも指摘されている⁴⁶⁾。

これらを受けて、IO7 に関する a から g の 7 つの勧告事項 (Recommended Actions) の a として、先述した勧告 3 におけるのと同様に、マネー・ローンダリング罪の法定刑の上限を、日本で犯罪収益を最も頻繁に生み出す重大な前提犯罪の法定刑と、少なくとも同水準に引き上げることが求められた。

先述のように、これを受けて、日本が公表した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」⁴⁷⁾では、「5. マネロン・テロ資金供与の捜査及び訴追等」の「(1) マネロン罪の法定刑引上げ」において、「組織

マネー・ローンダリング罪の法定刑関係) 部会第 1 回会議 (令和 4 年 1 月 24 日) 配布資料 3 「FATF (金融活動作業部会) 対日相互審査報告書 (2021 年 8 月) の概要について」(前掲注 37) 19 頁以下。

44) FATF 第四次対日相互審査報告書 (前掲注 29) パラ 210。仮訳は法制審議会刑事法 (マネー・ローンダリング罪の法定刑関係) 部会第 1 回会議 (令和 4 年 1 月 24 日) 配布資料 3 「FATF (金融活動作業部会) 対日相互審査報告書 (2021 年 8 月) の概要について」(前掲注 37) 28 頁で参照可能。

45) FATF 第四次対日相互審査報告書 (前掲注 29) パラ 212。

46) FATF 第四次対日相互審査報告書 (前掲注 29) パラ 214。

47) 前掲注 35・財務省 HP。

的犯罪処罰法について検討し、所要の措置を講じる。」とし、組織的犯罪処罰法改正を含む検討がなされることとなった。

これを受けて、2022年の第210回臨時国会において、組織的犯罪処罰法改正を含むFATF勧告対応法案が可決されており、マネー・ローンダリング罪の法定刑の引上げが実現している。本稿では、最後にこの点について次章で概観する。

IV マネー・ローンダリング罪の法定刑引上げ

1 日本におけるマネー・ローンダリング罪の概要

日本においては、マネー・ローンダリングを処罰する規定が麻薬特例法と組織的犯罪処罰法に置かれている。

1992年施行の麻薬特例法は麻薬新条約の国内担保法として制定されたものであり、同条約により薬物犯罪を前提犯罪とするマネー・ローンダリングの犯罪化も義務付けられていたため、その履行のために同法は日本で初めてマネー・ローンダリング罪を定めた。すなわち、薬物犯罪収益等隠匿罪（6条）および薬物犯罪収益等收受罪（7条）である。

また、2000年施行の組織的犯罪処罰法は、犯罪収益規制をめぐる国際的な状況⁴⁸⁾や、日本国内における暴力団をはじめとする組織犯罪の動向を受

48) 国際的な状況として、薬物犯罪対策の必要性を意識していたFATFは、1990年にマネー・ローンダリング対策を主眼とする40項目の勧告を取りまとめたが、そのFATFは1996年にはマネー・ローンダリングの前提犯罪を薬物犯罪から拡大すること等を内容とする勧告の改訂を行うなどするに至っている。また、時期を前後して、1995年以降、国連犯罪防止刑事司法委員会（通称「コングレス」、正式名称はUnited Nations Congress on Crime Prevention and Criminal Justice）においては国際組織犯罪対策を主眼とする条約の議論がなされるなど、薬物犯罪にとどまらず、ひろく国際組織犯罪対策における犯罪収益規制の重要性に対する認識が国際的に高まっていたといえる。国際組織犯罪対策における犯罪収益規制の意義については、橋本・前掲注28・10頁以下等。

け制定されたものであり、マネー・ロンダリング罪として、法人等事業経営支配罪（9条）、犯罪収益等隠匿罪（10条）および犯罪収益等收受罪（11条）を定めた。これら罪の概要は後にも述べるが、後者2類型は麻薬特例法上のマネー・ロンダリング罪と同様の構造からなるものである。もっとも、麻薬特例法がマネー・ロンダリング罪の前提犯罪をいわゆる薬物犯罪に限定しているのに対し、組織的犯罪処罰法上の同罪は、その前提犯罪を約200の犯罪類型にまで拡大した。さらに、時期を前後して国連で採択された国際組織犯罪防止条約⁴⁹⁾がすべての重大な犯罪（同条約はこれを法定刑の長期が4年以上の犯罪と定める）をマネー・ロンダリング罪の前提犯罪とするよう義務付けており、この義務は2017年の組織的犯罪処罰法改正により履行された。これにより、前提犯罪は約680の犯罪類型にまで拡大している⁵⁰⁾。

これから取り上げる法改正の前の時点で、組織的犯罪処罰法上のマネー・ロンダリング罪は以下のような規定となっており、また、同改正により、法定刑が以下のとおり引き上げられた（〔〕内は改正前の法定刑、下線は筆者による⁵¹⁾）。

・法人等事業経営支配罪（9条）

第九条 第二条第二項第一号若しくは第三号の犯罪収益若しくは薬物犯罪収益（略）、これらの保有若しくは処分に基つき得た財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産（以下「不法収益等」という。）を用いることにより、法人等（法人又は法人でない団体

49) 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（United Nations Convention against Transnational Organized Crime）。

50) 組織的犯罪処罰法2017年改正や、同改正と国際組織犯罪防止条約との関係については、橋本・前掲注28・175頁以下。組織的犯罪処罰法2017年改正の立案関係者による解説として、隄良行＝懈清隆「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律について」法曹時報69巻11号（2017年）127頁以下等。

51) なお、先述のようにマネー・ロンダリング罪はその構造が麻薬特例法上の同罪と組織的犯罪処罰法上の同罪とで基本的に共通であるほか、法改正に先立って行われた法制審議会刑事法部会では、主に組織的犯罪処罰法上のマネー・ロンダリング罪を念頭に議論が行われたため、これ以降は組織的犯罪処罰法上のマネー・ロンダリング罪について述べることにしたい。

若しくは財団をいう。以下この条において同じ。)の株主等(株主若しくは社員又は発起人その他の法人等の設立者をいう。以下同じ。)の地位を取得し、又は第三者に取得させた者が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、その株主等の権限又は当該権限に基づく影響力を行使し、又は当該第三者に行使させて、次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金〔五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金〕に処し、又はこれを併科する。

一 当該法人等又はその子法人の役員等(取締役、執行役、理事、管理人その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、法人等の経営を行う役職にある者をいう。以下この条において同じ。)を選任し、若しくは選任させ、解任し、若しくは解任させ、又は辞任させること。

二 当該法人等又はその子法人を代表すべき役員等の地位を変更させること(前号に該当するものを除く)。

2~4 (略)

・犯罪収益等隠匿罪(10条)

第十条 犯罪収益等(公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律第三条第一項若しくは第二項前段、第四条第一項又は第五条第一項の罪の未遂罪の犯罪行為(日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。以下この項において同じ。)により提供しようとした財産を除く。以下この項及び次条において同じ。)の取得若しくは処分につき事実を仮装し、又は犯罪収益等を隠匿した者は、十年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金〔五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金〕に処し、又はこれを併科する。犯罪収益(同法第三条第一項若しくは第二項前段、第四条第一項又は第五条第一項の罪の未遂罪の犯罪行為により提供しようとした財産を除く。)の発生の原因につき事実を仮装した者も、同様とする。

- 2 前項の罪の未遂は、罰する。
- 3 第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

・犯罪収益等收受罪（11条）

第十一条 情を知って、犯罪収益等を收受した者は、七年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金〔三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金〕に処し、又はこれを併科する。ただし、法令上の義務の履行として提供されたものを收受した者又は契約（債権者において相当の財産上の利益を提供すべきものに限る。）の時に当該契約に係る債務の履行が犯罪収益等によって行われることの情を知らないでした当該契約に係る債務の履行として提供されたものを收受した者は、この限りでない。

各類型の概要は次のとおりである⁵²⁾。すなわち、まず、組織的犯罪処罰法上の法人等事業経営支配罪（9条）については麻薬特例法上には相当するものがない犯罪類型であり、犯罪収益などを用いて法人等の事業経営を支配する目的で、株主等の地位を得て、その影響力により役員等を解任・選任等する行為を処罰するものである。続いて、組織的犯罪処罰法上の犯罪収益等隠匿罪（10条）については、先述のように前提犯罪の相違はあるが麻薬特例法上のものと同様の類型であり、犯罪収益等を隠匿したり、その取得・処分につき事実を偽装したりする行為を処罰するものである。最後に、犯罪収益等收受罪（11条）については、こちらも前提犯罪の相違はあるが麻薬特例法上のものと同様の類型であり、犯罪収益等の收受行為（犯罪収益の換金の相手方となる行為等）を処罰するものである⁵³⁾。

52) 組織的犯罪処罰法の簡明な解説として、加藤俊治『組織的犯罪処罰法ハンドブック』（立花書房，2019年）。

53) 同罪の成否と正当な義務の履行との関係を違法性阻却の観点から検討したものとして、山田雄大「犯罪収益等收受罪と正当行為について」高岡法学 40号（2021年）139頁以下。

一般の法改正では各マネー・ローンダリング罪については構成要件には変更がなく、法定刑の引上げのみが変更点となる。この法定刑の引上げは、既にみたとおり FATF 第四次対日相互審査報告書を受けて行われたものであるが、その趣旨や根拠、今後の運用に与える影響等について、法制審議会における議論もふまえて確認することとしたい。

2 法制審議会刑事法（マネー・ローンダリング罪の法定刑関係）部会

(1) 総 説

2022年1月17日に法務大臣からなされた「マネー・ローンダリング罪の法定刑に関する諮問」（諮問第119号）、およびそれを受けた法制審議会第193回会議を受けて、法制審議会「刑事法（マネー・ローンダリング罪の法定刑関係）部会」が設けられた⁵⁴⁾。同部会は、第1回会議（同年1月24日）および第2回会議（同年1月31日）の計2回の会議を経て、諮問に付されていた要綱のとおりマネー・ローンダリング罪の法定刑を引き上げる旨を決定した。

これをふまえ、マネー・ローンダリング罪の法定刑引上げに関する法改正（組織的犯罪処罰法の改正）を含む、FATF 勧告関連法案⁵⁵⁾として国会で審議されることとなり、第210回臨時国会で2022年12月2日に可決された⁵⁶⁾。組織的犯罪処罰法の改正法は同年12月9日に公布され、2023年2月20日に施行された。

54) 法務省 HP「法制審議会——刑事法（マネー・ローンダリング罪の法定刑関係）部会」（https://www.moj.go.jp/shingi1/housei02_003013）。

55) 「国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案」のこと。内閣官房 HP「国会提出法案（第210回臨時国会）」（<https://www.cas.go.jp/jp/houan/210.html>）において法律案の内容等を参照可能。

56) 参議院 HP「議案情報 第210回国会（臨時会）」（<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/210/meisai/m210080210016.htm>）。

本稿では最後に、この部会で行われた議論の中から、マネー・ローンダリング罪の法定刑の引上げの趣旨や、同罪の今後の運用にとって特に重要であると考えられる指摘等を整理しておきたい。

(2) 諮問第 119 号

法制審議会刑事法（マネー・ローンダリング罪の法定刑関係）部会第 1 回会議では、まず、諮問第 119 号について立案当局関係者より説明がなされた。同諮問には別紙として改正の「要綱（骨子）」が付されており、そこでは、以下のとおり組織的犯罪処罰法上のマネー・ローンダリング罪の法定刑引上げについて具体的な提案がなされている。

- 一、不法収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為の罪（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第 9 条第 1 項から第 3 項まで）の法定刑を 10 年以下の懲役若しくは 1000 万円以下の罰金又はその併科とすること。
- 二、犯罪収益等隠匿の罪（同法第 10 条第 1 項）の法定刑を 10 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金又はその併科とすること。
- 三、犯罪収益等收受の罪（同法第 11 条）の法定刑を 7 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金又はその併科とすること。

諮問の経緯・趣旨については、立案当局関係者より概要次のとおり説明されている⁵⁷⁾。すなわち、まず、マネー・ローンダリング罪の法定刑は組織的犯罪処罰法が制定された 1999 年時点から変更されていないことを確認した上で、近時の動向として、①【FATF からの指摘】FATF 第四次対日相互審査報告書において、マネー・ローンダリング罪の法定刑の上限を、犯罪収益を最も頻繁に生み出す前提犯罪である詐欺罪や窃盗罪等と同水準に引き上げ

57) 第 1 回議事録 4 頁以下〔岡本章（法務省刑事局公安課長）〕。なお、本文における①～③の分類は筆者によるものである。これ以降、法制審議会刑事法（マネー・ローンダリング罪の法定刑関係）部会における指摘を参照する際には、「第⑩回議事録⑩頁以下〔発言者名）』のように表記する。

るべきである旨指摘されたこと、②【マネー・ロンダリング罪の処罰根拠と決済手段等の多様化】同罪の趣旨が、犯罪によって得られた収益が犯罪組織の維持・拡大に用いられ、将来の犯罪活動に再投資されるほか、事業活動に投資されて合法的な経済活動に悪影響を及ぼすことを防止するためという点に求められるところ、グローバル化・デジタル化に伴う資金移転・決済手段の多様化がマネー・ロンダリングの誘因やその発覚の困難性を高めていること、③【組織犯罪の実態】日本の組織犯罪の実態として、特殊詐欺をはじめマネー・ロンダリングが多くの事案で行われていることを指摘している。

以上をふまえ、マネー・ロンダリングを「国際社会と協調しながら、より強力で抑制を図るべき重要性がますます高まっており、FATFからの勧告を契機として、より一層、厳正に対処すべき犯罪であるという法的評価を示して強力で抑止・防止することが必要である」としている。

ここからただちに分かることとして、まず、FATFからの指摘のみが法改正の理由としては説明されていないこと、マネー・ロンダリング対策においては国際協調の観点が重要であるとしつつ、国内的にも法定刑の引上げによって対処すべき実態があるという認識が基礎となっていること、があげられる。

このような立案当局関係者からの説明をふまえてなされた議論の中から、特に重要と思われるものを以下整理しておきたい。

(3) 議論の概要

① 立法事実

まず注目すべきは、同じく立案当局関係者から立法事実に関係する指摘が紹介されている点である⁵⁸⁾。すなわち、部会に先立って行われた法制審議会における意見として、マネー・ロンダリング罪の法定刑の引上げが、同罪について、より厳正に対処することのインセンティブになることが期待され

58) 第1回議事録6頁〔浅沼雄介（法務省刑事局企画官）〕。

る旨の意見があったことが紹介された。

他方で、FATF からの指摘は重要であるとしつつ、㉔ 日本におけるマネー・ロンダリング罪に対する有罪判決の実態として「法定刑の長期に近い刑が宣告された例は少なく、執行猶予付きの判決が多く言い渡されるなどしており、このような状況に照らすと、マネー・ロンダリング罪の重罰化の立法事実は認められない。」、㉕ 「また、我が国においては、前提犯罪とマネー・ロンダリング罪を併せて処罰することで、犯罪の内容に即した適正な処罰が下されるような柔軟な運用がなされている。」という意見も紹介されている。

㉔は、これまで法定刑の引上げが行われてきた際には、法定刑の上限かそれに近い水準の量刑がみられる傾向（いわゆる量刑の法定刑上限への突つき現象）があったこととの関係を問題にするものであるといえる。他方で、㉕は、マネー・ロンダリング罪に特有の状況を指摘するものといえるであろう。すなわち、マネー・ロンダリング罪は、その客体となる犯罪収益を生じた前提犯罪の本犯者も主体となりうる犯罪類型であるところ、そのような場合、すなわち前提犯罪の行為者がマネー・ロンダリングまで行った場合には、前提犯罪とマネー・ロンダリング罪の両者が成立するとき、それに応じて処断刑が形成されるので、それにより、マネー・ロンダリング罪の法定刑の範囲内でしか処罰できないことはなくなるから、犯罪の実態に応じた処罰がこれまでも可能であった、なのにわざわざ法定刑を引き上げる必要性が認められない、という趣旨のものと考えられる。㉕については、部会における議論の中で、マネー・ロンダリング罪はその前提犯罪とともに有罪判決を受けている例が全体の7割超を占めるなど実際に多く、前提犯罪の内訳としては詐欺罪と窃盗罪を合わせて半数を超えることが示されている点も重要となる⁵⁹⁾。

以上に対しては、国内的にもマネー・ロンダリング罪を重罰化することの必要性や相当性について肯定できるとする見解が主に刑事法研究者から示

59) 第1回議事録 20頁〔浅沼〕。

されている。すなわち、まず、電子マネーや暗号資産をはじめとした新たな資金決済手段の登場に伴うマネー・ローンダリングの誘因の高まりや発覚の困難性に関する指摘がなされている⁶⁰⁾。かかる指摘は、諮問の趣旨の②と同様に決済手段等の多様化に着目するものといえる。

また、組織的犯罪処罰法制定時にはみられなかった特殊詐欺をめぐる状況や、被害回復給付金支給制度⁶¹⁾の導入などに照らして、犯罪収益はく奪を免れるためのマネー・ローンダリングについては当罰性が高まっているとする指摘もなされている⁶²⁾。被害回復給付金支給制度も組織犯罪対策が念頭に置かれ導入されたものであることにかんがみれば、かかる指摘は諮問の趣旨の③と同様に日本における組織犯罪の実態に着目する点で軌を一にするものといえよう。

さらに、犯罪収益の没収・追徴を困難にする点に着目してマネー・ローンダリングを刑事司法に対する攻撃という要素を含んだものにとらえた上で、刑事手続における証拠の収集方法の適正化等を図るために行われた2016年の刑事訴訟法改正に伴う犯人蔵匿等罪や証拠隠滅等罪の法定刑の引上げ等が、刑事司法作用への攻撃に対し厳格な対応を追求する動向を基礎付けるものであるとして、マネー・ローンダリング罪の法定刑引上げもその文脈に照らし合理性が認められるとする指摘もなされている⁶³⁾。

60) 第1回議事録11頁〔樋口亮介〕。

61) 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律に基づく制度で、犯人からはく奪した犯罪被害財産を金銭化して、当該事件の被害者等に給付金を支給する制度。この制度との関係で、組織的犯罪処罰法も改正され、財産犯等の犯罪行為により犯人が得た財産は、その犯罪が組織的に行われた場合やマネー・ローンダリングが行われた場合には、没収・追徴によりはく奪可能となった。同制度について、飯島泰ほか「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成18年法律第86号)」及び「犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律(平成18年法律第87号)」の解説(1)～(3・完)』法曹時報59巻8号(2007年)49頁以下、同59巻9号17頁以下、同59巻10号3331頁以下。

62) 第1回議事録11頁以下〔安田拓人〕。

63) 第1回議事録12頁以下〔和田俊憲〕。

② 法定刑引上げの程度

部会では、法定刑を引き上げることとした場合に、どの程度引き上げるべきかに関する議論もなされた。

まず、そもそも前記要綱（骨子）のと通りの法定刑引上げが提案された理由として、① FATF からマネー・ロンダリング罪の前提犯罪の中でも詐欺罪や窃盗罪といった法定刑の長期が 10 年である犯罪が具体的に指摘された上で、それらと同水準まで引き上げるように指摘されたこと、② G7 諸国におけるマネー・ロンダリング罪の法定刑の上限が 10 年かそれ以上とされていることなどがあげられている⁶⁴⁾。

法定刑の引上げの程度については肯定的な意見が大勢を占め、それをどのような観点から説明可能かについて議論が集中した。そこでは、たとえば特殊詐欺の事案で、前提犯罪たる詐欺により被害者から交付された金銭をマネー・ロンダリングする事例などを念頭に、犯行の全体像としてはもはや詐欺が単に金銭を得るための手段という意味で従たるもので、それとの関係で金銭の確実な確保という意味ではマネー・ロンダリングが主たるものとなる場合も典型的に存在すると考えられることを前提に、マネー・ロンダリングの高度の予防の必要性に照らして、長期 10 年への法定刑の引上げが説明可能とする指摘がなされている⁶⁵⁾。

また、法定刑の引上げが実現した場合の量刑への影響についても重要な指摘がなされている。

すなわち、FATF は有効性の観点、すなわちここでは IO7 において、マネー・ロンダリング罪の量刑についても軽きに失する状況にあるとする旨の指摘をしており、法定刑の引上げはこれをもふまえたものとなるので、「マネー・ロンダリングに対してより一層厳正に対処すべき犯罪であるという法的評価を示して、強力に抑止・防止することが必要であるとの立法者の意思が示されることとなるため、そのような立法者の意思を前提として個別

64) 第 1 回議事録 16 頁以下〔浅沼〕。

65) 第 1 回議事録 20 頁以下〔和田〕。

の事案における適切な量刑判断がなされることが期待される」と立案当局関係者が説明しているのである⁶⁶⁾。

この点、法定刑の引上げについて、先述の予防の必要性という観点のみならず、犯罪収益の保持が犯罪組織の強化やさらなる犯罪を容易にし、ひいては合法的な経済への悪影響をもたらすことからすれば、犯罪収益の保持自体の違法評価が重くなることによっても説明可能であるとする立場から、次のような重要な指摘がなされている⁶⁷⁾。すなわち、法定刑の引上げを量刑に反映させる方法の具体化が今後重要となるとした上で、犯罪収益自体の違法評価を重くする上記のような事情が認められる場合、たとえば特殊詐欺グループによる詐欺により得られた犯罪収益がマネー・ローンダリングされることによってさらなる詐欺被害を生じさせているという事情が認められる場合には、それを違法評価を重くする事情として、重い量刑として反映してよいとする。かかる考え方は、論者自身も述べるように、マネー・ローンダリングの方法が稚拙であるとか、犯罪組織の存在が背景にあるといった事情が認められない場合には軽い量刑にとどめるべきという結論を導くこともできるものとなっており、注目に値するものと思われる。

(4) 小 括

法制審議会刑事法（マネー・ローンダリング罪の法定刑関係）部会の第2回会議では採決が行われ、マネー・ローンダリング罪の法定刑引上げを内容とする先述の要綱（骨子）が付された諮問第119号についてはそのとおりに実現させるべく法改正を行うことについて答申されることとなった。

これを受け、既に組織的犯罪処罰法が改正され、マネー・ローンダリング罪の法定刑引上げが実現し、改正法が施行されていることも既に述べたとおりである。今後改正法のもとでマネー・ローンダリング罪がどのように運用されるかについて、特に以下の点に着目することが重要となると考えられる。

66) 第1回議事録23頁〔浅沼〕。

67) 第1回議事録23頁以下〔樋口〕。

すなわち、まず、改正前の法定刑の上限を超えた刑を科す事例が出てきた場合には、どのような事情に着目して裁判所がそのような量刑を導いたかを確認し、その是非を精査することが重要となろう。それは、マネー・ローンダリング罪の違法評価を基礎付ける事情として何が重要であるかを検討する契機となるようにも考えられる。

また、法制審議会刑事法（マネー・ローンダリング罪の法定刑関係）部会の議論を整理する中で確認したように、今般の法定刑の引上げは、マネー・ローンダリング罪のより積極的な運用も志向するものであった。この点、FATF からも指摘されていたように、これまでの実務では、前提犯罪の有罪が確保でき、それによる処罰で十分と考えられる事例においては、マネー・ローンダリング罪による訴追が積極的には追求されない傾向にあったともいわれる。このような実務の状況が実際に変化するかどうかも注視する必要がある。

V おわりに

本稿で取り上げたマネー・ローンダリング罪の法定刑の引上げ以外にも、FATF 第四次対日相互審査報告書を受けて行われた、または同報告書が直接の契機にはなっていないにしても、その趣旨をもふまえて行われた法改正は複数あり、それらの中には刑法的観点からの検討が必要になると思われるものもある。たとえば、没収できる犯罪収益の範囲を拡大した組織的犯罪処罰法の改正や、本稿ではほとんど立ち入ることができなかったテロ資金供与対策に関係するものなどがある。それら検討については別稿にて行うこととして、本稿を閉じることにしたい。

〔附 記〕 本稿は、2022 年度南山大学パツヘ研究奨励金 I-A-2 による助成を受けた研究成果である。